

古平町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 古平町

事 業 名 : 古平町簡易水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 7 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供 用 開 始 年 月 日	昭 和 39 年 12 月 1 日	計 画 給 水 人 口	4,060 人
法 適 (全 部 ・ 財 務) ・ 非 適 の 区 分	法非適	現 在 給 水 人 口	2,892 人
		有 収 水 量 密 度	千m ³ /ha

② 施 設

水 源	☒ 表流水, ☐ ダム, ☐ 伏流水, ☐ 地下水, ☐ 泉水, ☐ その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	2	管 路 延 長	42 千m
	配水池設置数	6		
施 設 能 力	2,030 m ³ /日	施 設 利 用 率	49.3 %	

③ 料 金

料金体系の 概要・考え方	本町の料金体系は、用途別に区分し、それぞれ基本料金と基本水量を超えた水量に対し超過料金を設定しています。					
	水 道 料 金 表					
	用途区分	用途別	基 本		従 量	
			水量(m ³)	料金(円)	水量	料金(円)
	1	一般用	8	2,300	m ³ 当り 1	280
	2	団体用	20	6,440	m ³ 当り 1	335
	3	営業用	25	7,800	m ³ (1,000) まで	310
					m ³ (1,001) 以上	190
	4	浴場用	150	16,605	m ³ 当り 1	235
	5	工業用	50	17,160	m ³ 当り 1	335
	6	船舶用	1	350	m ³ 当り 1	350
	7	臨時用	1	690	m ³ 当り 1	690
(消費税等を含む)						
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平 成 9 年 4 月 1 日					

④ 組 織

建設水道課職員のうち、主に水道業務を担当しているのは2名(技術職1名、事務職1名)ですが、水道業務のほか、建設水道課のその他の業務も兼務しながら行っている状況です。なお、簡易水道事業で負担している職員給与費は2名分です。
--

(2) これまでの主な経営健全化の取組

①施設統合・広域化	平成6年度に町内にあった簡易水道と飲料水供給施設を統合しました。
②使用料金改定	現在本町の水道料金水準は、類似団体や全道平均と比較して高い状況にあり、今後10年間においては、料金収入が減少していくものの、ピークを終えた企業債償還金の大幅な減少により、予定している更新事業を推進しながらの水道事業の経営は、当面は可能と考えられ、緊急に料金改定を行う必要はないと考えられます。
③民間活用	水道施設の維持管理業務及び水道メーター検針業務、電気計装設備保守点検業務、自家用電機工作物保安管理業務、浄化槽維持管理業務を民間業者に委託しています。
④資産活用	

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

令和2年度策定・公表した令和元年度決算「経営比較分析表」を添付しています。
この経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経営比較や類似団体との比較を複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題的確かつ簡明に把握することが可能となります。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

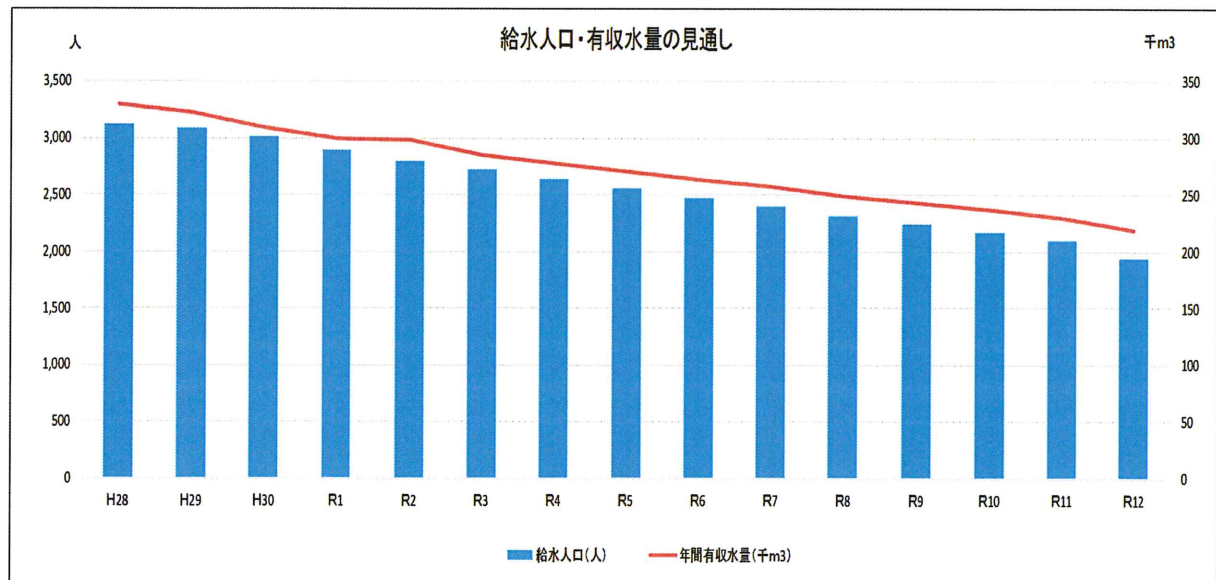
行政区域内人口は、昭和30年度10,073人をピークに年々減少し、令和元年度には2,963人となっています。将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)によると、これからも人口は減少し続け、令和12年度には1,992人になると推計されています。同様に、給水人口についても減少傾向がこのまま推移していくと想定し、現在の普及率97.8%と変わらないとした場合、計画期間の最終年である令和12年度には給水人口は1,944人になると推計しています。

(2) 水需要の予測

水需要の状況は、人口減少に加え、大口需要の水産加工業の低迷などを要因として減少傾向にあり、今後も減少していくことが見込まれます。

水需要の実績及び推計

項 目	実績					推計									
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
行政区域内人口(人)	3,205	3,155	3,080	2,963	2,850	2,788	2,705	2,620	2,537	2,452	2,377	2,302	2,227	2,152	1,992
給水人口(人)	3,125	3,084	3,007	2,892	2,795	2,721	2,640	2,557	2,476	2,393	2,319	2,246	2,173	2,100	1,944
年間有収水量(千m3)	330	322	309	299	298	285	278	270	263	257	249	243	237	230	219



経営比較分析表（令和元年度決算）

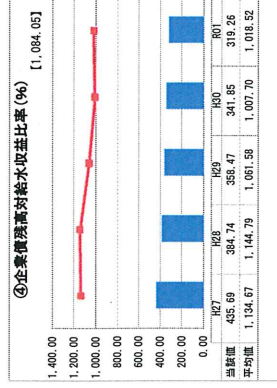
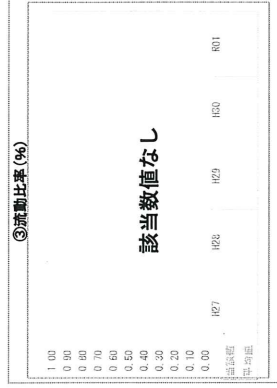
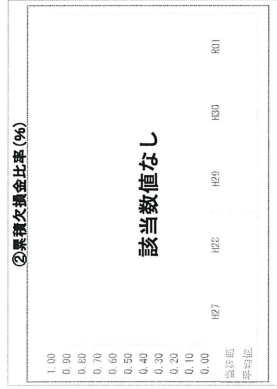
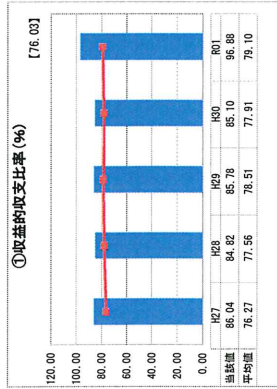
北海道 古平町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	高島水道事業	D3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	該当数値なし	97.60	5,600	

面積(km ²)	人口(人)	人口密度(人/km ²)
188.36	3,015	16.01
給水区域面積(km ²)	現在給水人口(人)	給水人口密度(人/km ²)
9.30	2,892	310.97

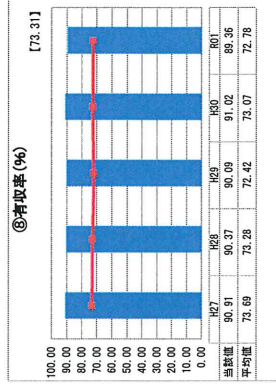
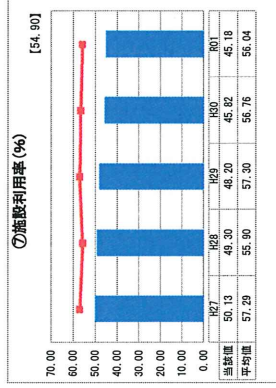
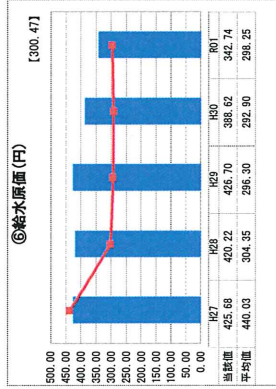
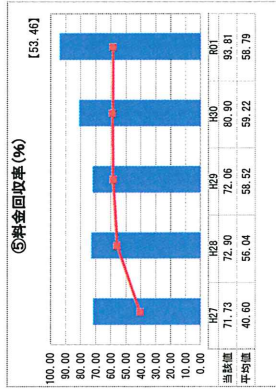
グラフ凡例
■ 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
□ 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

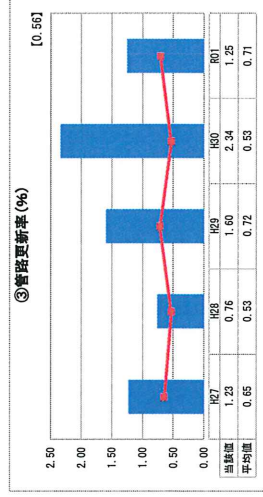
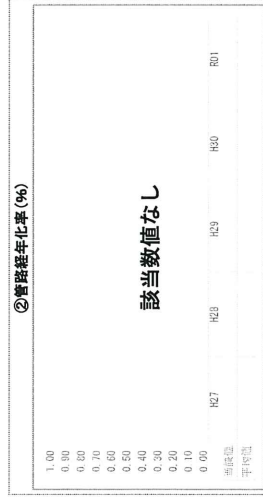
1. 経営の健全性・効率性について
収益的収支比率及び割合回収率は類似団体の平均を上回っており、現在のところ経営の健全性は保たれていますが、一方で、耐用年数を過ぎた老朽管及び浄水場の水道施設全体の更新を計画的に進める必要があり、更新費用の増大及び税金取引が減少する中、将来の事業経営の健全性を保つため、経費の削減、効果的な事業の運営に努めます。



2. 老朽化の状況について

本町の水道は昭和39年に創設し、現在の浄水場は昭和5年に完成し、平成21年に機械及び電気設備を更新しました。管路は平成18年～令和元年にかけて計画的に更新したことで、これ以外の設備においては耐用年数が過ぎたものも多くあり、今後の更新事業を、効果的かつ効果的に進めます。

2. 老朽化の状況



全体総括

古平町の水道事業は、昭和39年に創設し、2期にわたる拡張事業を経て、平成18年度より計画給水人口4060人、計画給水量2030m³/日として現在に至っています。水需要は、人口の減少及び大口需要者の水産加工業の低迷により減少しています。一方で、昭和50年代に整備した多くの水道施設の老朽化が進んでおり、今後、多くの更新需要が生ずるため、施設の重要性・優先度及び費用を考慮した更新計画の策定と、日常点検による延命化を図り、施設の健全性を維持しつつ、更新費用を平準化して経営の効率化を図ります。

(3) 料金収入の見通し

料金収入は、給水人口が減少傾向にあることから、水需要と同様に減少していくものと想定され、計画期間の最終年度である令和12年度には料金収入は76百万円になると推計しています。

(4) 施設の見通し

本町の総管路延長は、約42,200mであり、このうち令和2年度時点で法定耐用年数(40年)を超過した管路は約17,300(41%)存在している。また今後10年で法定耐用年数を超過する管路は約23,400m(56%)まで増加します。今後の更新については、実使用に応じた法定耐用年数の約1.5倍の経過年数を基本として、それを超えた施設の重要度・優先度を考慮して更新を行います。なお、浄水場等の基幹施設の機能を維持する、電気設備等は大幅に法定耐用年数を超えていることから計画的な更新を行う必要があります。

(5) 組織の見通し

建設水道課職員のうち、主に水道業務を担当しているのは2名(技術職1名、事務職1名)です。今後においては、業務内容の変化などに応じた、職員の増減を検討していきます。

3. 経営の基本方針

水道事業は、住民生活に必要な不可欠な重要な施設であることから、安全・安心な水を安定的に供給できるよう、水道施設の適切な維持管理に努めてきました。しかし、人口の減少や施設の老朽化など、様々な環境変化に対応していく必要があります。以上のことから、水道施設については、適正な施設規模や災害時への対応を検討し、計画的に整備を行うと共に、さらなる経費の節減など水道事業の健全経営に努めます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	既存の施設・設備について、適正な維持管理に努め長寿命化を図ることで、更新投資費用の節減、投資額の平準化を図ります。
-----	---

・水道施設更新計画を基本に、既存の施設の機能診断により対象施設の実情を踏まえ長寿命化(維持)を実現し、中長期的な更新投資の節減、投資額の平準化を図っていきます。計画期間内では、更新時期を迎えた浄水場・送水ポンプ場等の機械電気設備や配水管の更新を予定しています。

・年度毎に、計量法に基づく水道メーター器の更新を実施しますが、更新時期に偏りがあり単年度では高額になる年度もあります。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	経費の節減に取り組むと共に、事業運営の基礎となる水道料金の収納利率の更なる向上に努めます。また、投資事業はできるだけ、国庫補助の活用、交付税措置の有利な起債発行するなど、適切な財源確保を図ります。
-----	--

・水道料金収入については、有収水量の推計から減少が確実なため、年減少率を乗じて算出しています。

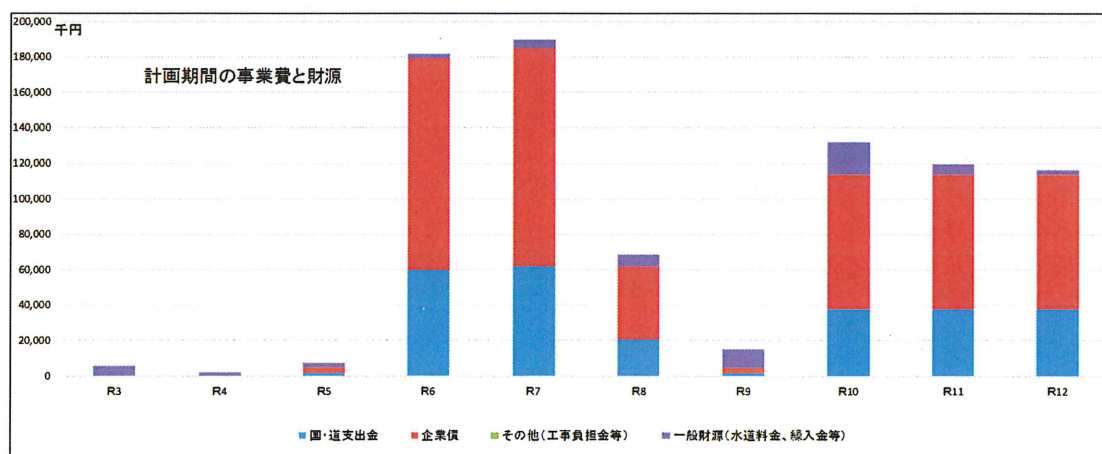
・資本的収支に係る他会計補助金は、企業債元金償還に係る交付税措置分を見込んでいます。

・収益的収支に係る他会計繰入金については、企業債利子償還に係る交付税措置分を見込んでいます。

・国(都道府県)補助金は、建設改良費のうち、補助対象事業について、現行制度により見込まれる補助金交付額を計上しています。

計画期間の事業費と財源

		単位:千円									
区 分		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費	水道施設耐震化事業 (老朽管更新事業、配水管布設費を含む)							5,000	113,900	113,900	113,900
	水道施設更新事業 (水道施設の増設・置換設備の更新)			5,000	179,180	185,200	62,100				
	量水器の設置・更新事業	5,700	2,400	2,600	2,800	4,500	6,500	10,100	18,000	5,700	2,400
	計	5,700	2,400	7,600	181,980	189,700	68,600	15,100	131,900	119,600	116,300
財源内訳	国・道支出金			1,666	59,726	61,733	20,700	1,666	37,966	37,966	37,966
	企業債			3,300	119,400	123,400	41,400	3,300	75,900	75,900	75,900
	その他(工事負担金等)										
	一般財源(水道料金、繰入金等)	5,700	2,400	2,634	2,854	4,567	6,500	10,134	18,034	5,734	2,434



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・委託料は、令和3年度予算を基に算出しています。
- ・修繕費は、令和3年度予算を基に算出しています。
- ・動力費は、令和3年度予算を基に算出しています。
- ・職員給与費は、職員の年齢構成等で変化がありますが、令和1・2年度は2名のうち1名が再任用職員であったため、低く抑えられています。また、令和3年度は予算額であり、年齢構成が若いため低く抑えられているが、令和4年度以降は昇給を考慮して毎年上昇する額としています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	現時点では導入について予定はありません。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	具体的な検討は行っていないが、施設の更新時に検討を行います。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	具体的な検討は行っていないが、施設の更新時に検討を行います。
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	施設の老朽化が進んでおり、今後多くの更新需要が発生するため、施設の重要度・優先度及び費用を考慮した更新計画の策定と、点検及びメンテナンスを適正に行うことによる延命化を図り、施設の健全性を保ちつつ、更新費用を平準化して経営の効率化を図ります。
広域化	広域化については、地理的条件などから物理的に厳しいものがあります。また、委託業務等のソフト面についても、近隣自治体との協議も進んでいないことから、未検討です。
その他の取組	

② 財源について検討状況等

料 金	現在本町の水道料金水準は、類似団体や全道平均と比較して高い状況にあり、今後10年間においては、料金収入が減少していくものの、ピークを終えた企業債償還金の大幅な減少により、予定している更新事業を推進しながらの水道事業の経営は、当面は可能と考えられ、緊急に料金改定を行う必要はないと考えられます。
企 業 債	今後実施される、施設の更新事業等の建設改良に係る財源としては、過疎対策事業債・簡易水道事業債を充てる予定です。
繰 入 金	収益的収支・資本的収支において、企業債の元利償還金に係る交付税措置分を一般会計から繰入しています。なお、赤字補てん的な基準外繰入金は現在検討していません。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	施設が小規模であるため、自然エネルギーの活用は費用対効果が期待できないため、検討していません。
その他の取組	国の補助事業の活用、交付税措置の有利な起債を発行するなど、適切な財源確保を検討していきます。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	業務の効率化や経費削減のため、これまでも浄水場の維持管理や検針業務などについて民間委託を行っています。今後は、公営企業として住民のライフラインを守るという事業の経営責任を確保しながら経済的かつ効率的なサービス向上を図るため、新たな民間委託の導入も検討します。
修 繕 費	管路の漏水や施設の故障の修理は、適宜に対応します。また、機械・電気設備等の施設は定期的な点検整備を行うことで、延命化を図ることを基本としますが、施設の更新との経済比較も含め検討します。
動 力 費	水道施設の維持管理に努め、効率的な運用を図り、費用を抑制します。
職 員 給 与 費	現在、2人の職員給与費を置いて算定しておりますが、事業の重要性や業務内容の変化などに応じて、職員の増減を検討します。
その他の取組	

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年進捗管理を行なうとともに、概ね5年ごとに見直しを図り、なお、公営企業法の適用後に、法適化を踏まえた内容の見直しを図ります。
---------------------	---

収支計画

(単位: 千円, %)

区分		年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算)	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12
収益的収入	1 総	収 益 (A)	106,772	113,770	100,225	97,603	95,733	93,843	92,223	90,707	89,040	95,437	90,919	89,361
	(1) 営	業 収 益 (B)	101,645	90,231	99,136	96,454	94,644	92,871	91,133	89,430	87,761	86,125	84,522	82,951
		入 金 収 入 (C)	96,431	84,308	92,301	90,454	88,644	86,871	85,133	83,430	81,761	80,125	78,522	76,951
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	4,183	5,016	5,847	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400
	ウ そ の 他	1,031	907	988	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
	(2) 営	業 外 収 益	5,127	23,539	1,089	1,149	1,089	972	1,090	1,277	1,279	9,312	6,397	6,410
	ア 他 会 計 繰 入 金	1,155	14,977	1,077	971	911	911	794	912	1,099	1,101	1,134	1,219	1,232
	イ そ の 他	3,972	8,562	12	178	178	178	178	178	178	178	8,178	5,178	5,178
	2 総	費 用 (D)	57,515	56,624	66,029	61,540	58,681	58,861	59,535	60,033	60,805	61,287	61,614	61,663
	(1) 営	業 費 用	52,801	52,850	63,043	58,977	56,377	56,773	57,131	57,157	57,799	58,395	58,629	58,584
収益的支出	ア 職 員 給 与 費	13,713	10,158	12,952	11,021	11,352	11,693	12,405	12,044	12,405	12,777	13,160	13,555	13,962
	うち 退 職 手 当													
	イ そ の 他	39,088	42,692	50,091	47,956	45,025	45,080	44,752	45,087	44,752	45,022	45,235	45,074	44,622
	(2) 営	業 外 費 用	4,714	3,774	2,986	2,563	2,304	2,088	2,404	2,876	3,006	2,892	2,985	3,079
	ア 支 払 利 息	4,714	3,774	2,986	2,563	2,304	2,088	2,876	2,404	2,876	3,006	2,892	2,985	3,079
	うち 一 時 借 入 金 利 息													
	イ そ の 他													
	3 収 支 差 引	(A)-(D) (E)	49,257	57,146	34,196	36,063	37,052	34,982	32,688	30,674	28,235	34,150	29,305	27,698
	1 資 本 的 収 入 (F)	58,884	17,083	12,775	6,504	11,777	185,344	190,714	190,714	67,770	10,227	124,255	130,133	130,709
	(1) 地 方 債 平 準 化 債 償	25,000					3,300	119,400	123,400	41,400	3,300	75,900	75,900	75,900
資本的収入	(2) 他 会 計 補 助 金	22,481	17,083	12,775	6,504	6,811	6,218	5,670	5,581	5,670	5,261	10,389	16,267	16,843
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	11,403				1,666	59,726	20,700	61,733	20,700	1,666	37,966	37,966	37,966
	(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	99,379	76,230	30,971	19,567	24,829	198,326	204,402	204,402	83,444	29,462	158,405	159,438	158,407
	(1) 建 設 改 良 費	50,125	40,711	6,140	2,400	7,600	181,980	189,700	189,700	68,600	15,100	131,900	119,600	116,300
	うち 職 員 給 与 費													
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	49,254	35,519	24,831	17,167	17,229	16,346	14,844	14,702	14,844	14,362	26,505	39,838	42,107
資本的支出	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
	(5) そ の 他													
	3 収 支 差 引	(F)-(G) (I)	△ 40,495	△ 59,147	△ 18,196	△ 13,063	△ 13,052	△ 12,982	△ 13,688	△ 15,674	△ 19,235	△ 34,150	△ 29,305	△ 27,698

収支計画

(単位: 千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12
収支再差引	(E)+(I)	8,762	△ 2,001	16,000	23,000	24,000	22,000	19,000	15,000	9,000			
積立金	(K)	1	6,760	16,000	23,000	24,000	22,000	19,000	15,000	9,000			
前年度からの繰越金	(L)		8,761										
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	8,761											
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支	黒字												
(N)-(O)	赤字												
赤字比率	$(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100)$												
収益的収支比率	$(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100)$	100.0	123.5	110.3	124.0	126.1	124.8	124.2	121.1	118.5	108.7	89.6	86.1
地方財政法施行令第16条第1項により算定した不足額の資金	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	97,462	85,215	93,289	91,054	89,244	87,471	85,733	84,030	82,361	80,725	79,122	77,551
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した不足額の資金	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)	307,861	272,342	247,511	230,345	216,416	319,470	428,168	454,724	443,662	493,057	529,119	562,912

○他会計繰入金

(単位: 千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12
収益的収支分		1,155	14,977	1,077	971	911	794	912	1,099	1,101	1,134	1,219	1,232
うち基準内繰入金		1,155	1,238	1,077	971	911	794	912	1,099	1,101	1,134	1,219	1,232
うち基準外繰入金			13,739										
資本的収支分		22,481	17,083	12,775	6,504	6,811	6,218	5,581	5,670	5,261	10,389	16,267	16,843
うち基準内繰入金		22,481	17,083	12,775	6,504	6,811	6,218	5,581	5,670	5,261	10,389	16,267	16,843
うち基準外繰入金													
合計		23,636	32,060	13,852	7,475	7,722	7,012	6,493	6,769	6,362	11,523	17,486	18,075